

別紙 2

新法人への移行に伴う総会制度及び選挙制度の見直しについて（素案）

1 総会制度の見直し：総会承認に代わる会員投票制度の導入

情報通信学会においては現在、学会運営に会員の意思を反映させるため、寄付行為上の公式機関である総会において、理事会の定めた規程に従い、正会員（一般及び院生）の議決により重要事項を承認する制度を設けている（*1）が、新公益法人制度下の財団法人においては、評議員会が最高意思決定機関となり、その権能を侵すような機関を設けることができなくなる（*2）。

*1 財団法人情報通信学会寄付行為 第 30 条 学会に総会を置く。

2 総会に関する規程は、理事会が別に定める。

総会運営規程 第 4 条

会長は、次に掲げる事項を総会に提出してその承認を受けなければならない。

- ① 役員を選解任、② 事業計画及び予算、③ 事業報告及び決算、④ 寄付行為の変更、⑤ 解散及び残余財産の処分、⑥ その他理事会において必要と認めた事項

*2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第 178 条第 3 項

この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。：この条項は公益財団法人にも適用される。

この制度環境の変化を踏まえつつ、新法人への移行後も引き続き、学会運営へ会員の意思を出来るかぎり反映させるため、次のとおり総会制度を変更する。

(1) 総会承認に代わる会員投票制度の導入

承認機関としての「総会」が認められないことから、運用上、その承認に代わるものとして、出来るかぎり現行制度に近い内容により、学会の運営に関する重要事項に対する会員投票制度を導入する。

会員投票制度については、新法人移行後の理事会が評議員会の承認を受けて定める規程により設け、実施する。その規程の骨子は次のとおりとする。

a 投票制度の目的

評議員会、理事会又は評議員選定委員会が学会運営に関する重要事項について決議を行うに当たり、その参考とするために、事前に会員の意思を把握すること

b 投票の対象となる重要事項

- ①事業計画及び予算、②事業報告及び決算、③会員投票及び選挙に関する規程の変更 [以上、理事会・評議員会双方の決議事項]
- ④定款の変更、⑤解散及び残余財産の処分、⑥理事の解任及び監事の選解任(*3) [以上、評議員会の決議事項]
- ⑦評議員の解任(*4) [評議員選定委員会の決議事項]
- ⑧その他評議員会又は理事会において必要と認めた事項

*3 現総会の承認事項である「役員を選解任」中、理事の選任については、選挙制度の課題（後述2）として取り扱う。

*4 評議員は現在・将来とも「役員」ではないが、移行後の評議員は役員を上回る権能を持つこととなるため、評議員の選解任に関する会員の意思の反映について、理事と同様に取り扱い、選任については選挙制度の課題（後述2）、解任については会員投票の対象とする。

c 投票の方法

上記重要事項について決議を行う評議員会、理事会又は評議員選定委員会の期日前に、日程の余裕を十分に取って、正会員（一般及び院生）に対して投票対象議案をメール及びホームページにより周知し、電子投票又はメールによって投票を行う。理事会及び評議員会双方の決議を要する事項については、どちらか一方の決議の前で良い。

(2) 「意見交換の場」としての総会の開催

現在、学会大会の際に開催している総会は、新法人移行後、承認権能がなくとも「意見交換の場」として非常に有益であるため、引き続き、学会大会時に開催することとする。なお、承認の議決を伴わないため、出欠把握及び委任状提出は不要となる。

移行後の総会においては、学会役員から会員へ対し、学会活動の現状と将来に関して、形式に囚われずに報告ないし課題の提起を行い、質疑応答・意見交換を行う。

総会については、定款上は何も規定せず、新法人移行後の理事会の定める規程により開催する。総会における意見交換を活性化させ、かつ、実効あるものとするため、同規程中に、理事会は総会における会員からの提案・意見を尊重して以降の学会運営に活かす責務を負う旨を明記する。

2 選挙制度の見直し：理事選挙の継続及び評議員選挙の導入

情報通信学会においては現在、学会の意思決定・執行機関である理事会について、評議員会による理事の選任に際し、会員の意思を反映させるため、運用上、事前に正会員（一般及び院生）による選挙（候補者の公募及び投票）を行い、評議員会は選挙結果を参考に理事を選任している。なお、諮問・監視機関である評議員会については、理事会による評議員の選任に際して選挙を行っていない。

これに対し、新公益法人制度下の財団法人においては、理事会及び評議員会の性格が変わり、評議員会が最高意思決定機関となり、理事会はその下で執行機関となる。また、理事の選任は引き続き評議員会が行うが、評議員の選任は理事会ではなく、評議員会自身又は中立的な機関である評議員選定委員会（当学会は後者を選択）が行うこととなる。

この制度環境の変化の下、新法人への移行後も引き続き、学会運営の中核となる者の選任について会員の意思を出来るかぎり反映させるため、新法人の定款（素案）においては、評議員選定委員会又は評議員会がそれぞれ評議員又は理事を選任する際には会員の意見を参考とすることができる旨定めている。〔第15条第2項及び第28条第2項〕

これを受け、同委員会又は評議員会が会員の意見を聴くための手続きとして、次のとおり選挙制度を活用する。選挙制度は、上記の会員投票制度とともに、法人移行後の理事会が評議員会の承認を受けて定める規程により設け、実施する。

(1) 理事選挙の継続

新法人移行後、理事会は評議員会の下で執行機関となるが、執行に関する意思決定を担当する理事会の判断は引き続き、会員に対して直接かつ具体的な影響を与えることから、移行後においても、理事の選任に際して理事選挙を継続する。

(2) 評議員選挙の導入

新法人移行後、評議員会が最高意思決定機関となることから、評議員の選任に際し、理事選挙と同様の評議員選挙を導入する。

具体的には、定款（素案）第15条第3項により理事会から評議員選定委員会に対して評議員候補者の推薦を行う際に、事前に正会員（一般及び院生）による選挙（候補者の公募及び投票）を行い、候補者リストに投票結果を付して推薦することとする。

評議員選挙導入の時期は、移行後最初の改選期（4年後）とし、それまでに関係規程を整備する（*6）。

*6 移行後最初の評議員（本年6月選任予定）については、新法人の定款（案）に掲載され、本年6月末の総会において会員の意思を反映させる機会があることから、次期理事選挙及び次期評議員選任との混乱を避けるため、選挙を導入しない。